

□ 原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限の一部解除について

平成27年4月10日付で大崎市において産出されたしいたけ（露地において栽培された者に限る）のうち「宮城県原木きのこ（露地栽培）栽培管理基準」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたしいたけの出荷制限が解除されました。

このことによって、大崎市内の下記の生産者は、原木しいたけ（露地栽培）の出荷が可能となりました。

◇原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限の解除に伴い出荷が認められた生産者

生産者認証登録番号	市町村名	生産者名	生産者住所
27RS-008	大崎市	氏家 昭	大崎市岩出山

【原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限の解除の考え方について（Q&A）】

Q 出荷制限が解除され、出荷が認められた生産者とは？

A 「宮城県原木きのこ（露地栽培）栽培管理基準」に即して、安全な栽培管理を実施し、生産されたきのこが食品衛生法に基づく放射性物質の基準値（100Bq/kg）を十分下回っていることを確認した生産者に限り、出荷することができます。

Q 新たに生産、出荷を行うには？

A 生産再開または、新規参入によって、原木しいたけ（露地栽培）の生産、出荷を行う場合には、上記の要件を満たしていることを県が確認して、国へ報告し、確認を受ける必要があります。

このため、生産を始める前に大崎市産業経済部農林振興課や、宮城県北部地方振興事務所林業振興部にご相談ください。

Q 「宮城県原木きのこ（露地栽培）栽培管理基準」とは？

A 安全なしいたけを生産するため、原木の入手から発生までの一連の工程について、管理すべき基準を示したものです。